

平成26年度より

# 新たな給付金制度が始まります

…北海道公立高校生等奨学給付金制度の御案内…

北海道教育委員会では、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯に対し、奨学のための給付金を給付します。

なお、本制度は給付型奨学金制度のため、返還の必要はありません。

## ○給付対象となる世帯

基準日の7月1日現在で、次の全ての項目に該当する世帯

①生徒が国公立の高等学校等に在籍していること。

※高等学校等とは、就学支援金の対象となる高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校第1学年～第3学年・専修学校高等課程等です。

②保護者（親権者）等が北海道内に住所を有していること。

③生活保護受給世帯 又は

保護者等全員の市町村民税所得割が非課税相当であること。

※平成26年度は、第1学年の生徒のみが対象となります。

- ・私立高等学校等に在籍の方は、北海道（総務部学事課）が同制度を実施します。
- ・保護者等が道外に住所を有している場合は、その都府県の制度が適用されますので、申請方法等は各都府県にお問い合わせください。

## ○生徒1人あたりの支給額

区分 (7月1日現在)	生活保護受給世帯	市町村民税所得割非課税世帯	
		第1子の高校生等 がいる世帯	23歳未満の扶養さ れている兄・姉がい る、第2子以降の高 校生等がいる世帯
全日制・定時制 の課程	年額 32,300円	年額 37,400円	年額129,700円
通信制の課程	支給対象外	年額 27,800円	年額 36,500円

《裏面も必ずお読みください》

## ○支給方法

支給決定後、保護者等が指定した口座に一括で振り込む予定です。

## ○申請手続等

詳しくは、7月に改めて各学校を通じて申請案内等を配布する予定です。

(北海道教育委員会ホームページ内でも御案内します。)

なお、申請書類の提出期間は、7月～8月を予定しています。

**【注意】** 授業料に充てる経費が支給される「就学支援金」とは別の制度  
ですので、この奨学給付金の給付を受けたい方は、別途給付金の  
申請手続が必要となります。

## 申請に必要な書類の事前準備をお願いします！

給付金の申請時に必要な書類は、申請書のほか次のとおりです。  
なお、所得に関する証明書類は、7月中に就学支援金制度で提出いた  
だく関係書類の写しを御利用いただけます。

### 1 生活保護受給世帯の場合

#### ・生活保護受給証明書

※平成26年1月1日現在と平成26年7月1日現在、両方の  
状況が確認できる証明書を準備願います。

### 2 市町村民税所得割が非課税の世帯の場合

#### ①保護者（親権者）全員分の課税証明書等

（「平成26年度 市町村民税所得割額」が確認できる書類）

※所得控除の対象となっている配偶者分の提出も必要です。

#### ②健康保険証等の写し

（扶養親族の状況を確認し、支給額を確定するために必要な書類です。）

※平成26年7月1日現在で15歳以上23歳未満（平成3年7月  
2日以降に生まれた方）の方の分が必要です。

奨学給付金に関するお問い合わせは

各高等学校事務室のほか

北海道教育庁学校教育局高校教育課学校制度グループ

電話 011-231-4111（内線35-712）